

# ドメスティック・バイオレンスの現況

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、一般的に配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力をいいます。

暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく、無視をする、外出を禁止する、汚い言葉でののしるなどの精神的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを妨害するなどの経済的暴力、性的暴力など、あらゆる形の暴力が含まれます。

たとえ配偶者であっても暴力は決して許されません。

本市のDV相談件数は右表のとおりですが、近年は、複雑かつ深刻なケースが多く見受けられます。DVでお悩みの人は、1人で悩まないで相談ください。

【木更津市のDV相談件数】

		電話	窓口
平成19年度	151件	60件	91件
平成20年度	144件	65件	79件
平成21年度	130件	64件	66件



- 千葉県女性サポートセンター ☎043(206)8002  
電話相談:365日24時間いつでもOK  
面談相談:平日午前9時～午後5時(要予約)
- 君津健康福祉センター(君津保健所) ☎(22)3411  
電話相談:平日午前9時～午後5時  
面談相談:金曜日午前9時～午後5時(要予約)
- 木更津市児童家庭課 ☎(23)7249  
平日午前8時30分～午後5時15分

男女共同参画社会の実現をめざして

男女共同参画情報紙

# デュエット

Vol. 18

平成22年6月1日発行 / 木更津市 企画部企画課 男女共同参画・国際担当 ☎0438(23)7427

お子さんの寝顔ばかり見ていませんか、パパ!



## 改正育児・介護休業法スタート

お父さん、育児休業を取得したいのにできない(取得しづらい)と不満を抱えていませんか?  
お母さん、出産や子育てと仕事両立できず、退職せざるを得ないのではありませんか?  
40～50代の働き盛りの皆さん、家族の介護のために退職・転職しなければならぬのではと心配していませんか?  
そんな皆さんが子育てや介護をしながら働き続けられる社会を実現するために、改正育児・介護休業法が平成22年6月30日からスタートします!  
この法律は、仕事も私生活も充実した環境づくりをめざす「ワーク・ライフ・バランス」の観点から「就労と子育ての両立」を支援するためにつくられました。子どものため、家族のため、そして自分のために、ちよつと仕事を休んでみませんか?

## 6月23日～29日 「男女共同参画週間」



男女共同参画

平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が成立したことちなみ、毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。

平成22年度「男女共同参画週間」は「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。」をキャッチフレーズに「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(6月22日(火)メルパルクホール東京)が開催されるほか、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな行事や啓発活動が行われます。

## きさらぎ デュエット フォーラム 企画実行委員を募集します

男女がパートナーとしてお互いを尊重し、誰もが個性を發揮できる男女共同参画社会の実現をめざして「きさらぎデュエット/男女共同参画フォーラム」を開催します。開催にあたり、企画立案から当日の運営までを手掛ける委員を募集します。

あなたの手で男女共同参画を広げてみませんか?

- 対象 市内在住・在勤・在学で男女共同参画に興味がある人。年齢・性別・経歴は問いません。
- 内容 月1回2時間程度の会議。参加者の希望に合わせて夜間や土・日曜日の開催も可能です。
- 申込方法 6月22日(火)までに電話・FAX・Eメールでお申し込みください。電話以外の方法で申し込むときは「フォーラム企画実行委員希望」と明記し、住所(市外の方は通勤・通学先の住所)・氏名・年齢・電話・FAXを記入してください。

企画課 男女共同参画・国際担当 ☎(23)7427  
FAX (25)0282 ✉ kikaku@city.kisarazu.lg.jp

## 各種相談

あなたの身近に各種相談窓口があります。相談は無料です。1人で悩んでいないで、まずは相談!

内容	日時	問い合わせ先
教育相談(電話相談)	月～金曜日 午前9時～午後4時30分	まなび支援センター ☎(25)5000 ☎(25)3749
女性のための健康相談(要予約)	電話でお問い合わせください。	☎(22)3748
不妊相談(要予約)	第4木曜日 午後2時～4時	千葉県君津健康福祉センター(君津保健所)
男性のこころと身体 の健康相談(要予約)	第2木曜日 午後3時～5時	☎(22)3744
思春期相談(要予約)	第2水曜日 午前9時30分～11時30分	☎(22)3630 (専用)
育児電話相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	地域子育てセンターゆりかもめ(寺町分館)
女性のための総合相談(電話相談)	火～日曜日 午前9時30分～午後4時	☎04(7140)8605
男性のための総合相談(電話相談)	火・水曜日 午後4時～8時	☎043(285)0231

独立行政法人福祉医療機構のホームページ「WANNET(ワムネット)」で市内の介護サービス事業者を調べる事ができます。  
☎ http://www.wanngo.jp/kaigo/

「木更津こどもば」で、地域の子育て支援情報を調べることができます。木更津地域ポータルサイト「木更CoN」からアクセスしてください。  
HP http://www.kisacon.jp/

- 一時保育(有料)
- 岩根保育園 ☎(41)1049
  - 長須賀保育園 ☎(22)3447
  - ゆりかご保育園 ☎(23)2838
  - 地域子育てセンターゆりかもめ(本館) ☎(25)6230
  - 子ども館 ゆめのたまご ☎(20)3344
  - ピコロキッズクラブ ☎(36)5222
- 仕事・通院・冠婚葬祭などの場合に利用できます。利用・予約についての詳細は直接お尋ねください。

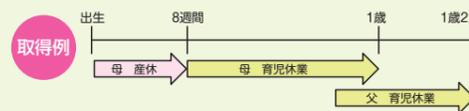
### 1. ①子育て中の短時間勤務制度と ②所定外労働(残業)の免除の義務化

- 3歳までの子どもを養育する労働者が希望すれば利用できる「短時間勤務制度(原則1日6時間)」を設けることが事業主の義務になります。
- 3歳までの子どもを養育する労働者は、請求すれば所定外労働(残業)が免除されます。

### 3. 父親の育児休業の取得促進

- パパ・ママ育児プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長)  
父母がともに育児休業をする場合、子どもが1歳2カ月になるまで取得できるようになり、休業可能期間が2カ月延びます。

※育児休業期間の上限は、父の場合は1年間、母の場合は産後休業期間と合わせて1年間です。



- 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進  
妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合は、いったん復職した後に、もう一度育児休業がとれます。
- 労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止  
配偶者が専業主婦(夫)や育児休業中であっても、育児休業がとれるようになります。

### 5. 法の実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助  
および調停の仕組みの創設  
育児休業の取得などに伴う労使間の紛争などについて、都道府県労働局長による紛争解決の援助および調停委員による調停制度を設けます。
- 勧告に従わない場合の公表制度および報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料の創設  
法違反に対する勧告に従わない企業名の公表制度や、虚偽の報告をした企業に対する過料の制度を設けます。

## 育児・介護休業法の内容についての質問や育児休業の相談は、厚生労働省千葉労働局雇用均等室まで!

- 援助を申し出たことにより労働者を不利益に取り扱うことは育児・介護休業法で禁止されています。
- 関係当事者以外に援助や調停の内容は公にされません。プライバシーが保護されます。
- 雇用均等室では男女雇用機会均等法およびパートタイム労働法に基づく紛争解決援助も行っています。
- ☎ 厚生労働省千葉労働局雇用均等室 ☎043(221)2307



## 皆さん、ご存じですか? 育児休業の申し出の方法は法令で定められています!

育児休業の申し出の際には、次の事項を記載した育児休業申出書を事業主に提出する必要があります。

- ① 申し出の年月日
- ② 労働者の氏名
- ③ 申し出に係る子の氏名・生年月日および労働者との続柄
- ④ 休業開始予定日および休業終了予定日



- 育児休業の申し出があった場合、事業主は、休業開始・終了予定日などを申し出た労働者に通知する必要があります。
- 事業主の皆さんは、育児休業の取得に必要な手続きを就業規則などに定める必要があります。労働者の皆さんは、就業規則などに定められた手続きをよく確認してください。